

求職者支援制度による職業訓練

---

---

# 認定職業訓練実施奨励金の 申請について

## 目 次

認定職業訓練実施奨励金について.....	2
支給対象について.....	2
1. 基本奨励金.....	3
●基本奨励金の支給対象期間及び支給額の算定方法について.....	3
●基本奨励金の支給額算定例.....	4
●基本奨励金支給申請期限と申請書類について.....	7
●基本奨励金の支給額の考え方と支給申請書記載例.....	8
2. 訓練施設内保育実施奨励金.....	11
●支給対象について.....	11
●保育奨励金の時期・方法について.....	11
●保育奨励金の支給に係る託児サービス提供機関の確認書類の例.....	11
3. 付加奨励金.....	12
●付加奨励金の支給要件及び支給額の算定方法について.....	12
●付加奨励金支給申請期限と申請書類について.....	14

## 認定職業訓練実施奨励金について

求職者支援訓練を円滑かつ効果的に行う又は行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たすものに対して、認定職業訓練実施奨励金（認定職業訓練実施基本奨励金[基本奨励金]と、認定職業訓練実施付加奨励金[付加奨励金]）を支給します。

### 支給対象について

- 認定職業訓練実施奨励金は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、支給単位期間毎に算定します。
- 訓練実施機関が実施する求職者支援訓練が、「**基礎コース**」の場合は**基本奨励金**、「**実践コース**」の場合は**基本奨励金と付加奨励金**の支給を申請することができます。

※ただし、下記のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部または一部を支給しません。

- ★ 労働保険料の納付の状況が著しく不適切<sup>※1</sup>である場合
- ★ 過去に重大な不正の行為若しくは過去5年以内に偽りその他不正の行為により、助成金の支給を受け、若しくは受けようとした場合<sup>※2</sup>
- ★ 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第4章の規定により給付される給付金の支給を受け、若しくは受けようとしたことがある場合
- ★ 求職者支援訓練と同一の事業に関して、国から委託費等を受けている(または受ける予定である)場合
- ★ 求職者支援訓練を適切に行う又は行ったとは認められない場合<sup>※3</sup>
- ★ 上記のほか、認定職業訓練実施奨励金を不支給とするに足る不正が確認された場合

#### ※1『労働保険料の納付状況が著しく不適切』の判断とは

❖ **認定職業訓練実施奨励金の支給決定を行う際**に、労働保険料について未納のものがある。

また、労働保険の納付状況は、訓練実施機関の主たる事業所とは別に、訓練実施施設が労働保険の適用事業所となっている場合にはそちらについても確認対象とする。

新年度の保険料（概算保険料、確定保険料）の納付は、原則全額を6月1日から7月10日までに行います。概算保険料が40万円を超える場合または労働保険事務組合に事務委託している場合は申請により3回に分納することができます。

#### ★労働保険料納付期限（延納）

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
通常納付日	7月10日	10月31日	1月31日
労働保険事務組合委託	7月10日	11月14日	2月14日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

※2 重大な不正の行為又は重大な不正の行為以外の不正の行為が、当該職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練を行った都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該重大な不正の行為又は重大な不正の行為以外の不正行為の事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該職業訓練を行う者が当該重大な不正の行為又は重大な不正行為以外の不正の行為の事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

#### ※3『求職者支援訓練を適切に行う又は行ったとは認められない場合』の例

- ❖ 認定基準に反する求職者支援訓練を行った。
- ❖ 都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による改善指導に従わなかった。
- ❖ 受講希望者が定員の半数に満たなかったこと以外の理由により訓練を中止した。 …等

# 1. 基本奨励金

## ●基本奨励金の支給対象期間及び支給額の算定方法について

□ 認定職業訓練実施奨励金の支給対象となる期間は、訓練の開始から終了までの訓練期間全体ですが、支給額を算定する際は、訓練期間を **1 か月単位で区切った『支給単位期間\*』** を用います。

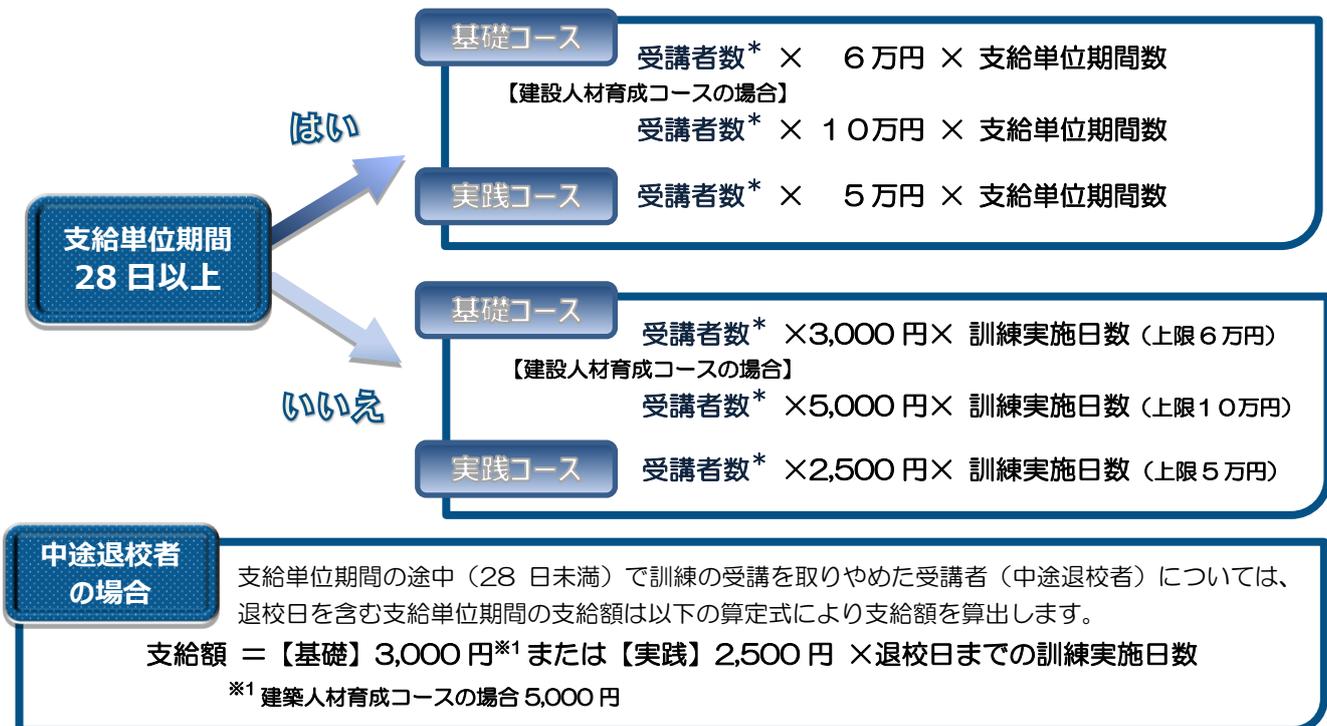
※「支給単位期間」とは、『開始当日』（訓練の開始日または各月においてその日に相当する日（訓練期間内に相当する日がない月の場合は末日））から『各翌月の開始当日の前日』（訓練終了日の属する月の場合は、訓練終了日。ただし、中途退校者については、訓練の受講を取りやめた日）までの各期間に区分した場合における一つの期間のことを言います。

□ 基本奨励金は、『基本奨励金支給対象期間\*』ごとに支給します。また、訓練実施機関が希望する場合は、訓練修了後の一括支給も可能です。一括で申請する場合であっても、事前の連絡等は不要です。

※「基本奨励金支給対象期間」とは、連続する3支給単位期間のことを言います。（訓練終了日を含む最終支給対象期間は、2支給単位期間または1支給単位期間となることもあります）。

❖支給単位期間が暦日 **28 日以上か、28 日未満か** で算定式が異なりますのでご注意ください。

❖支給額の算定式は次の通りです。支給額は、これらの算定式により算出された金額の合計額です。



\*ここでいう『受講者数』とは、各支給単位期間における「受講者数の合計」です。

●ただし、奨励金支給対象となる受講者は、基本奨励金支給対象期間（一括申請の場合は全ての支給単位期間）において、「出席率 80%以上の者」、「支給対象期間の出席率が 80%未満であったが、いずれかの支給単位期間においての出席率が 80%以上である者」\*<sup>2</sup>となります。

●本奨励金支給対象期間中に訓練の受講を取りやめた者（中途退校者）については、「基本奨励金支給対象期間中の訓練を取りやめた日までの通算出席率 80%以上の者」、「基本奨励金支給対象期間中の訓練を取りやめた日までの出席率が 80%未満であったが、いずれかの支給単位期間においての出席率が 80%以上である者」\*<sup>2</sup>となります。

\*<sup>2</sup>基本奨励金支給対象期間出席率 80%未満の受講生についても、支給単位期間（1 ヶ月単位）において出席率 80%以上である場合、その期間については支給対象となります。

出席率の算定にあたっては遅刻・早退・欠課も理由の如何にかかわらず欠席となりますので、ご注意ください。

●基本奨励金の支給額算定例

一括での申請の場合

(1) 訓練期間3か月から6か月の訓練

【算定例①】 3か月訓練で出席率80%以上の受講者が20人いた場合(対象者20人)

<b>基本奨励金支給対象期間</b>						申請期限 <b>9/14</b>
5/15 開始日	6/14	6/15 開始当日	7/14	7/15 開始当日	8/14	修了日
①基本奨励金支給単位期間		②基本奨励金支給単位期間		③基本奨励金支給単位期間		

↑ 上記参考図は3か月訓練のため、基本奨励金支給対象期間は3支給単位期間となります。

❖基礎コース 20(受講者数) × 6万円 × 3(基本奨励金支給単位期間) = 360万円

❖実践コース 20(受講者数) × 5万円 × 3(基本奨励金支給単位期間) = 300万円

\*4~6か月の訓練の場合は基本奨励金支給単位期間数を変更して計算して下さい。  
また、申請期限は訓練終了日の翌日から起算して1か月を経過する日までとなります。

【算定例②】 3か月訓練で受講者20人のうち、支給対象期間で出席率80%未満の受講者が1人いた場合。(対象者19人) (※出席率80%未満の受講者のうち、いずれかの支給単位期間において出席率が80%以上である場合、その支給単位期間は申請対象者となります。)

➡⇨出席率80%未満の受講生の各支給単位期間における出席率を確認する

- ・1ヶ月目の支給単位期間 85% 支給対象 ○
- ・2ヶ月目の支給単位期間 78% 支給対象外 ×
- ・3ヶ月目の支給単位期間 60% 支給対象外 ×

❖基礎コース ① 19(受講者数) × 6万円 × 3(基本奨励金支給単位期間) = 342万円  
② 1(受講者数) × 6万円 × 1(基本奨励金支給単位期間) = 6万円  
支給額 ⇨ ① + ② = 348万円

❖実践コース ① 19(受講者数) × 5万円 × 3(基本奨励金支給単位期間) = 285万円  
② 1(受講者数) × 5万円 × 1(基本奨励金支給単位期間) = 5万円  
支給額 ⇨ ① + ② = 290万円

【算定例③】 3か月訓練で受講者20人のうち、中途退校者が2人いた場合(対象者20人)

➡⇨支給単位期間の途中で訓練を取りやめ、それまでの訓練を80%以上出席

(中途退校者1 退校日6/29、退校日までの支給単位期間の日数15日、訓練実施日数10日)

(中途退校者2 退校日7/12、退校日までの支給単位期間の日数28日、訓練実施日数18日)

<b>基本奨励金支給対象期間</b>						申請期限 <b>9/14</b>
5/15 開始日	6/14	6/15 開始当日	7/14	7/15 開始当日	8/14	修了日
①基本奨励金支給単位期間		1 6/29退校	2 7/12退校	③基本奨励金支給単位期間		

👉中途退校者の算定方法

1 第2支給単位期間の開始当日『6/15』から15日目の『6/29』に受講をとりやめたので、支給単位期間が28日未満となるため、日割りでの支給となります。

2 第2支給単位期間の開始当日『6/15』から28日目の『7/12』に受講をとりやめたので、支給単位期間が28日以上となるため、1基本奨励金支給単位期間定額での支給となります。

❖基礎コース ① 18(受講者数) × 6万円 × 3(基本奨励金支給単位期間) = 324万円

② 2(中途退校者1,2) × 6万円 × 1(基本奨励金支給単位期間) = 12万円

③ 1 (中途退校者 1) × 3,000 円 × 10 (訓練実施日数) = 3 万円

④ 1 (中途退校者 2) × 6 万円 × 1 (基本奨励金支給単位期間) = 6 万円

支給額 ⇨ ① + ② + ③ + ④ = 345 万円

❖実践コース ① 18 (受講者数) × 5 万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = 270 万円

② 2 (中途退校者 1,2) × 5 万円 × 1 (基本奨励金支給単位期間) = 10 万円

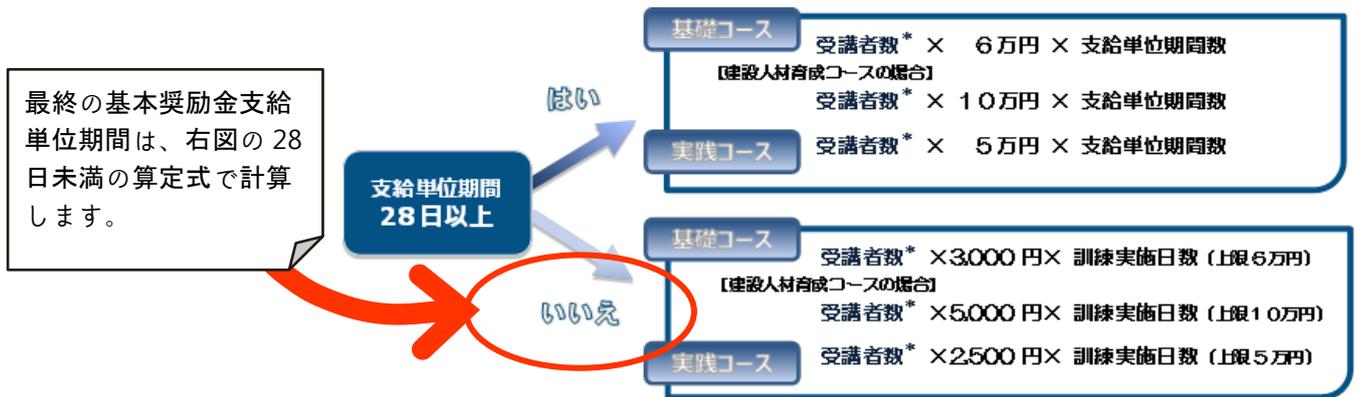
③ 1 (中途退校者 1) × 2,500 円 × 10 (訓練実施日数) = 2 万 5 千円

④ 1 (中途退校者 2) × 5 万円 × 1 (基本奨励金支給単位期間) = 5 万円

支給額 ⇨ ① + ② + ③ + ④ = 287 万 5 千円

(2) 3 か月以上 6 か月未満の訓練で、最終の基本奨励金支給単位期間における日数が 28 日未満の場合

【算定例④】 3 か月 27 日訓練で出席率 80% 以上の受講者が 20 人いた場合 (対象者 20 人)



④基本奨励金支給単位期間の訓練実施日数は 17 日

基本奨励金支給対象期間						申請期限
8/15 開始日	9/14	9/15 開始応当日	10/14	10/15 開始応当日	11/14	11/15 開始応当日
						1/10
						修了日 12/10
①基本奨励金支給単位期間		②基本奨励金支給単位期間		③基本奨励金支給単位期間		④基本奨励金支給単位期間

❖基礎コース ① 20 (受講者数) × 6 万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = 360 万円

② 20 (受講者数) × 3,000 円 × 17 (訓練実施日数) = 102 万円

支給額 ⇨ ① + ② = 462 万円

❖実践コース ① 20 (受講者数) × 5 万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = 300 万円

② 20 (受講者数) × 2,500 円 × 17 (訓練実施日数) = 85 万円

支給額 ⇨ ① + ② = 385 万円

### 分割での申請の場合

(1) 訓練開始日から 3 か月経過 (3 基本奨励金支給単位期間) ごとに申請を行う場合

【算定例⑤】 6 か月訓練で、3 基本奨励金支給単位期間ごとの申請を行う場合において、出席率 80% 以上の受講生が 20 人いた場合 (対象者 20 人)

① 基本奨励金支給対象期間			② 基本奨励金支給対象期間			1 回目申請期限	2 回目申請期限
8/15 開始日	9/15 開始応当日	10/15 開始応当日	11/15 開始応当日	12/15 開始応当日	1/15 開始応当日	12/14	3/14
9/14		10/14	11/14	12/14	1/14	修了日 2/14	
①基本奨励金支給単位期間	②基本奨励金支給単位期間	③基本奨励金支給単位期間	④基本奨励金支給単位期間	⑤基本奨励金支給単位期間	⑥基本奨励金支給単位期間		

- ❖ **基礎コース** (1回目) **20** (受講者数) × 6万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **360万円**  
 (2回目) **20** (受講者数) × 6万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **360万円**
- ❖ **実践コース** (1回目) **20** (受講者数) × 5万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **300万円**  
 (2回目) **20** (受講者数) × 5万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **300万円**

**【算定例⑥】** 6か月訓練で、3基本奨励金支給単位期間ごとの申請を行う場合において、受講生 **20人**のうち  
 いずれの支給対象期間においても出席率 80%以上の受講生が **18人**、1回目、2回目の基本奨励金  
 支給対象期間で 80%未満となった受講者がそれぞれ 1人いた場合 (※出席率 80%未満の受講者のうち、  
 いずれかの支給単位期間において出席率が 80%以上である場合、その支給単位期間は  
 申請対象者となります。)

➡ ⇨ 出席率80%未満の受講生の各支給単位期間における出席率を確認する

(1回目の申請)	・1ヶ月目の支給単位期間	81%	支給対象	○
	・2ヶ月目の支給単位期間	40%	支給対象外	×
	・3ヶ月目の支給単位期間	83%	支給対象	○
(2回目の申請)	・1ヶ月目の支給単位期間	73%	支給対象外	×
	・2ヶ月目の支給単位期間	92%	支給対象	○
	・3ヶ月目の支給単位期間	68%	支給対象外	×

- ❖ **基礎コース** (1回目) ① **19** (受講者数) × 6万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **342万円**  
 ② **1** (受講者数) × 6万円 × 2 (基本奨励金支給単位期間) = **12万円**  
 支給額 ⇨ ① + ② = **354万円**

- (2回目) ① **19** (受講者数) × 6万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **342万円**  
 ② **1** (受講者数) × 6万円 × 1 (基本奨励金支給単位期間) = **6万円**  
 支給額 ⇨ ① + ② = **348万円**

- ❖ **実践コース** (1回目) ① **19** (受講者数) × 5万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **285万円**  
 ② **1** (受講者数) × 5万円 × 2 (基本奨励金支給単位期間) = **10万円**  
 支給額 ⇨ ① + ② = **295万円**

- (2回目) ① **19** (受講者数) × 5万円 × 3 (基本奨励金支給単位期間) = **285万円**  
 ② **1** (受講者数) × 5万円 × 1 (基本奨励金支給単位期間) = **5万円**  
 支給額 ⇨ ① + ② = **290万円**

上記、算定例⑥のように2回に分けて申請を行うケースでは、1つの基本奨励金支給対象期間においては出席率が 80%未満となるが、一括で申請を行うことにより出席率 80%以上となる場合もあります。反対に、一括申請では出席率が 80%未満で支給対象とならないケースが、分割で申請を行うことによりいずれかの基本奨励金支給対象期間で出席率 80%以上となり支給対象となる場合もあります。

●基本奨励金支給申請期限と申請書類について

求職者支援訓練の開講日から3か月経過毎に、3か月を経過する応当日の属する月の翌月の応答日までの間に、京都労働局に以下の書類を提出して下さい。

※申請書類は原則として持参受付、やむを得ず郵送される場合は期限内に到着するように送付して下さい。

※申請期限日が開庁日でない場合は、申請期限日後の最初の開庁日が申請期限日となります。

【3か月毎の申請の場合】開講日から3か月を経過する応当日から起算して1か月を経過する日までに申請

8/15 開始日	9/15 応当日	10/15 応当日	申請期限 <b>12/14</b>
	9/14	10/14	終了日 11/14
①基本奨励金支給単位 ②基本奨励金支給単位 ③基本奨励金支給単位			

※申請期限までに申請をしないと奨励金は受給できません!!

【一括申請または分割申請で残りの実施期間が3か月に満たない場合】

訓練終了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までに申請

8/15 開始日	9/15 応当日	10/15 応当日	11/15	申請期限 <b>12/21</b>
	9/14	10/14	11/14	終了日 11/21
①基本奨励金支給単位期間 ②基本奨励金支給単位期間 ③基本奨励金支給単位期間 ④基本奨励金支給単位期間				

①認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書(様式 A-31)

京都 労働局長 殿

空白箇所に捺印

平成 29 年 11 月 27 日

平成 29 年 6 月 2 日に認定を受けた訓練を適正に実施し、基本奨励金(保育奨励金)の支給を受けたので、以下のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。

訓練番号	4 - 29 - 26 - 02 - 18 - 0123					
訓練コース	<input type="checkbox"/> 基礎コース <input checked="" type="checkbox"/> 実践コース					
訓練科名	インテリアCAD科					
訓練期間	平成 29 年 8 月 15 日 ~ 平成 29 年 11 月 21 日					
支給申請を行う訓練期間	平成 29 年 8 月 15 日 ~ 平成 29 年 11 月 21 日分					
月数(訓練実施日数) (注1)	1か月目 ( 日 )	2か月目 ( 日 )	3か月目 ( 日 )	4か月目 ( 5 日 )	5か月目 ( 日 )	6か月目 ( 日 )
支給申請を行う各月の受講者数 (以下①と②の合計) (注2・注3)	19 人	17 人	15 人	16 人	0 人	0 人
①支給対象期間の出席率が8割以上の受講者数	18 人	17 人	15 人	15 人	0 人	0 人
②上記①を満たさない者で、いずれかの支給単位期間の出席率が8割以上の受講者数	1 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
中途退校者数 (訓練実施日数20日以上) (注4)	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
中途退校者数 (訓練実施日数20日未満) (注5)	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人
保育を実施した児童数	1か月目 人	2か月目 人	3か月目 人	4か月目 人	5か月目 人	6か月目 人
保育奨励金支給申請額	円 保育を利用した受講者数(注6) 人					
担当者連絡先	担当者名	支援 信太象 部署				
	電話番号	0 7 5 - 2 7 7 - 3 2 2 4				
	メールアドレス					
訓練実施機関	実施機関番号	2 0 1 0 9 9 9 9 9				
	実施機関名	株式会社○○○○スクール				
	代表者氏名	京都 太郎				
	所在地	〒 604 - 0 0 0 0 京都市中京区金吹町451				
訓練実施機関振込先(注7)	ゆうちょ 銀行	本店・支店	普通・当座 通知・別段			
	金融機関コード ( 9900 )	店舗コード ( 0000 )				
	口座番号	1 4 4 0 0 - 9 9 9 9 9 9 9 9				
	フリガナ	か○○○かーい				
	口座名義	株式会社○○○○スクール				

代表者印が押されているか

奨励金振込先の金融機関情報、口座番号に間違いはないか

※ 申請期限内に、訓練実施施設の所在地を管轄する都道府県労働局職業 部 地方訓練受講者支援課(室)に提出しないと奨励金は支給できません。

※ 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し、受講者出欠報告簿の写し(様式A-20)、及び訓練カリキュラムを添付して下さい。

※ 保育奨励金を申請する場合は、契約書や領収書等の他、記載上の注意事項(注1~7)は裏面をご覧ください。

※ 労働局処理欄

支給(不支給)決定年月日	平成 年 月 日
支給決定額	(基本) 円
	(保育) 円
労働局決裁欄	局長 部長 課長 室長 補佐 係長
受付日	平成 年 月 日
受付番号	

(2016.10)

※A-31 裏面(記載上の注意事項)

注1:訓練の最終月であってその日数が28日に満たない場合、訓練の実施日数を記入。

注2:「①支給対象期間の出席率が8割以上の受講者」には、支給対象期間(3か月又は全訓練期間)に出席率8割以上(※)の受講者数を記入。ただし、該当月に中途退校した者の数は除く。「②上記①を満たさない者で、いずれかの支給単位期間の出席率が8割以上の受講者数」には、支給対象期間の出席率が8割未満であっても、いずれかの支給単位期間(1か月ごと)の出席率が8割以上である受講生がいる場合は、当該者のみの人数を記入。但し、該当月に中途退校した者の数は除く。

注3:申請を複数回行う場合でも、訓練の開始日から起算した月の欄に記入する。

注4:支給申請を行う受講者のうち出席率8割以上(※)、かつ中途退校した月の中途退校日までの日数が28日以上または訓練実施日数が20日以上の中途退校者数を記入。

注5:支給申請を行う受講者のうち出席率8割以上(※)かつ中途退校した月の中途退校日までの日数が28日未満かつ訓練実施日数が20日未満の中途退校者については、上段に実人員数を、下段には該当中途退校者に係る訓練実施日の延べ人数を記入。

例:「3か月目」に訓練実施日数が12日と9日の中途退校者が2人いた場合は、上段に「2人」下段に「21人日」と記入

注6:支給対象期間内において保育サービスを利用した受講者数を記入。

注7:ゆうちょ銀行の場合は、口座番号の欄に「記号番号」を「記号一番号」の順に記載。

(※)「出席率8割以上」とは、修了者については、訓練開始日(又はその応当日)を起算日とした各支給対象期間に、出席管理の対象となる日(訓練実施日)の8割以上出席したこと。中途退校者については、訓練開始日(又はその応当日)を起算日とし、中途退校した日までの各支給対象期間に、出席管理の対象となる日(訓練実施日)の8割以上出席したこと。支給対象期間の出席率が8割未満であっても、訓練開始日(又はその応当日)を起算とした各支給対象期間のいずれかの支給単位期間に、出席管理の対象となる日(訓練実施日)の8割以上出席した場合は、当該支給単位期間については出席率8割以上として扱うこと。



**✓2分の1日（半日）分の出席の取扱い**

出席率のカウントに当たっては、1実施日の訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日分受講したものととして取り扱う。2分の1以上に相当する部分とは、1日の訓練カリキュラムにおける総時限数のうち、半分以上の時限に出席したことが必要となる。時限毎の出席については、その時限の全ての時間に出席していたことが必要であり、当該時限に遅刻・早退等あった場合、当該時限は欠席したことになる。

なお、この場合、あくまで全体の実施日数に占める受講「日数」としての割合を算定するものであることから、訓練を受講した日に1/2日分受講したものととして取り扱う日を加えて算出した出席日数に端数が出た場合には、当該端数は「日数」として取り扱うことは出来ず、切り捨てた上で受講日数を算定することとなる。

**✓遅刻・早退・欠課も理由にかかわらず欠席扱いとなる（やむを得ない理由の欠席も同様）**

- ・受講者出欠報告書 内訳票（様式 A-32：別添）は**基本奨励金支給単位期間ごと**に作成。
- ・受講者名は、訓練開始後1週間以内に提出する受講者名簿において付番する番号の順に記載。
- ・出欠状況の「日・曜日」欄は、訓練開始日または開始応当日から暦通り記載。
- ・中途退校者については、退校日の翌日以降の欄を横棒で抹消。訓練が予定されていない日（受講者の出席管理の対象外となる日を含む）は、/を記載。
- ・訓練日数は、受講者が出席すべき訓練日数（出席管理の対象となる日。中途退校者については、退校日までに出席すべき訓練日数）を記載。

**✓訓練実施日から除外する日の取扱い**

- ①インフルエンザ等に感染した場合等
- ②大規模な災害が起こった場合等により、訓練実施施設への通所が困難となっている場合
- ③裁判员等に選任された場合等
- ④安定所に指示された求職活動を行う場合

※但し、この取扱いをする場合は、訓練を欠席した理由に応じて、添付書類の提出が必要となります。

また、「受講者署名欄」について、奨励金支給対象の方の訓練実施機関において本人署名を取ることが原則であるが、方法を尽くしても本人署名が取れなかった場合は、

- ①本人署名が取れなかった理由
- ②当該受講者が受講者出欠報告書の出欠状況に相違ないと認めていること  
又は、当該受講者に受講者出欠報告書の出欠状況の確認を取れなかった理由
- ③当該受講者の連絡先  
を記載した陳述書（様式自由）をご提出下さい。

**総括票**

受講者出欠報告書 総括票（訓練実施基本奨励金支給申請関係書類）（～20人）  
（平成29年8月15日～平成29年11月21日分）

■訓練実施機関名	株式会社〇〇〇〇スクール
■訓練実施機関番号	201799999
■訓練科名	インテリアCAD科
■訓練番号	4-29-26-02-18-0123

支給申請を行う期間の出席率（中途退校者については、退校日までの当該期間における出席率）は、小数点以下切捨てで記載する。

番号	受講者名	就職支援計画を作成した公共職業安定所	総訓練日数	総出席日数	出席率
1	X X X X	西陣	55	54	98%
2	X X X X	西陣	55	55	100%
3	X X X X	七条	48	44	91%
4	X X X X	伏見	55	55	100%
5	X X X X	宇治	55	55	100%
6	X X X X	園部	55	55	100%
7	X X X X	伏見	55	55	100%
	X X X X	七条	31	28	90%

91.6%

$$\frac{\text{総出席日数}(44 \text{ 日})}{\text{総訓練日数}(48 \text{ 日})} \times 100 = 91.6\%$$

※小数点以下は切捨てなので、91%となる

受講者名簿において付番する番号の順に記載

#### ④訓練カリキュラム（様式 A-9）（認定様式第5号）

※日別計画表も添付して下さい。（日程変更等があった場合、変更後のもの）

#### ⑤退校届（参考様式 6）（写し）

### ※感染症に感染した場合の対応について

独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 H P「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」を参照して下さい。

受講者本人または親族、受講者本人の同居人が感染症（学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症）に感染した場合、訓練を行わなかった日として取り扱うことができます。

**なお、親族又は同居人が感染症に感染した場合における取り扱いは、医師等が受講者本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合に限ります。**

※感染症に感染した親族又は同居人の『看護』のための欠席については、本特例措置は適用されません。

#### ○職業訓練受講給付金の申請を行う場合

確認書類は、原則以下の a から e 全ての書類が必要

- a 医療機関又は調剤薬局の領収証      b 処方箋袋（薬袋）
- c 薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局から処方箋袋（薬袋）と共に渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙）
- d 診療明細書      e 特定求職者本人の書面による申告書（別添様式 2）

#### ○認定職業訓練実施基本奨励金の支給申請を行う場合

確認書類は上記 a～d のいずれか 1 つ以上、及び欠席した特定求職者本人の書面による申告書（別添様式 3）

※但し、申告書（別添様式 3）については、欠席した特定求職者が職業訓練受講給付金受給者の場合、申告書（別添様式 2）の写しの提出で代えることができる。

⇒奨励金申請に際して、感染症に関する特例措置を適用し、訓練を欠席した日を訓練が行われなかった日として取扱うことで訓練実施日数から欠席した日数を控除することが可能である。

#### 『受講者出欠報告書（様式 A-32）』の記入要領

受講者本人等が上記の感染症に感染したことにより訓練を欠席した場合または企業実習先での感染症の発生により訓練（企業実習）が行われなかった場合、訓練が行われなかった日として「/」を記入してください。（上記の確認書類を労働局に提出できる場合に限ります。通常どおり欠席の扱いとして「×」を記入しても構いません。）

## 2. 訓練施設内保育実施奨励金

### ●支給対象について

訓練施設内保育実施奨励金は、下記①に該当する訓練実施機関に対して、②に定める額の支給を行う。

① 認定職業訓練を行うものであって、特定求職者等が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる保育施設を運営する事業を自ら行い、または他社に委託して行った者。

② 特定求職者等に対して提供した託児サービスに要した経費の額であって、一の基本奨励金支給単位期間について、子一人につき 66,000 円を限度に支給する。

### ●保育奨励金の時期・方法について

求職者支援訓練の開講日から3か月経過後毎に、3か月を経過する当日の属する月の翌月の応答日までの間（同一の訓練で2回目の奨励金を受けようとする場合において、残りの実施機関が3ヶ月に満たないときは、訓練終了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間）に、京都労働局に以下の書類を提出して下さい。

なお、上記にの方法による申請を行わない場合に、実施機関が当該求職者支援訓練を適切に終了させた後、かつ希望する場合に限り、訓練終了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までの間に、下記の①～④の書類を提出することにより、当該求職者支援訓練の全期間に係る基本奨励金及び保育奨励金の支給を申請することが出来ます。

① 認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書(様式 A-31)

② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式 A-21)の写し

③ 託児サービス提供機関としての要件を確認できる書類

④ 託児サービスに要した経費の額が証明できる書類

※基本奨励金と同時に申請する場合は、基本奨励金の申請書類一式に加え、③④の書類を提出。

### ●保育奨励金の支給に係る託児サービス提供機関の確認書類の例

#### 1. 保育所（保育所型認定こども園を含む。）

【確認書類】 児童福祉施設設置認可書、認定こども園認定書その他都道府県知事等が保育所の設置を認可したことが確認できる書類

#### 2. 小規模保育事業を行う事業所

【確認書類】 市町村長が小規模保育事業を行う旨を認可したことが確認できる書類

#### 3. 家庭的保育事業を行う事業所

【確認書類】 市町村長が家庭的保育事業を行う旨を認可したことが確認できる書類

#### 4. 幼保連携型認定こども園

【確認書類】 幼保連携型認定こども園設置認可書、その他都道府県知事等が幼保連携型認定こども園の設置を認可したことが確認できる書類

#### 5. 認可外保育施設

【確認書類】 認定こども園認定書、都道府県知事等から交付された認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書等

### 3. 付加奨励金

#### ●付加奨励金の支給要件及び支給額の算定方法について

付加奨励金は、**実践コース**を実施した訓練機関のうち基本奨励金を受給し、訓練終了日から3か月経過する日までの修了者等の就職実績が一定水準以上に該当する場合に支給される。

❖付加奨励金は、**訓練修了者と就職理由退校者の雇用保険加入状況の確認後に支給します。**

#### ★支給要件となる雇用保険適用就職率の算定式★

$$\frac{\text{訓練修了者のうち就職した者} + \text{就職を理由とする中途退校者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職を理由とする中途退校者}} \times 100\% \quad (\text{小数点以下は切捨て})$$

※平成28年4月1日開講コース以降、訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除く。

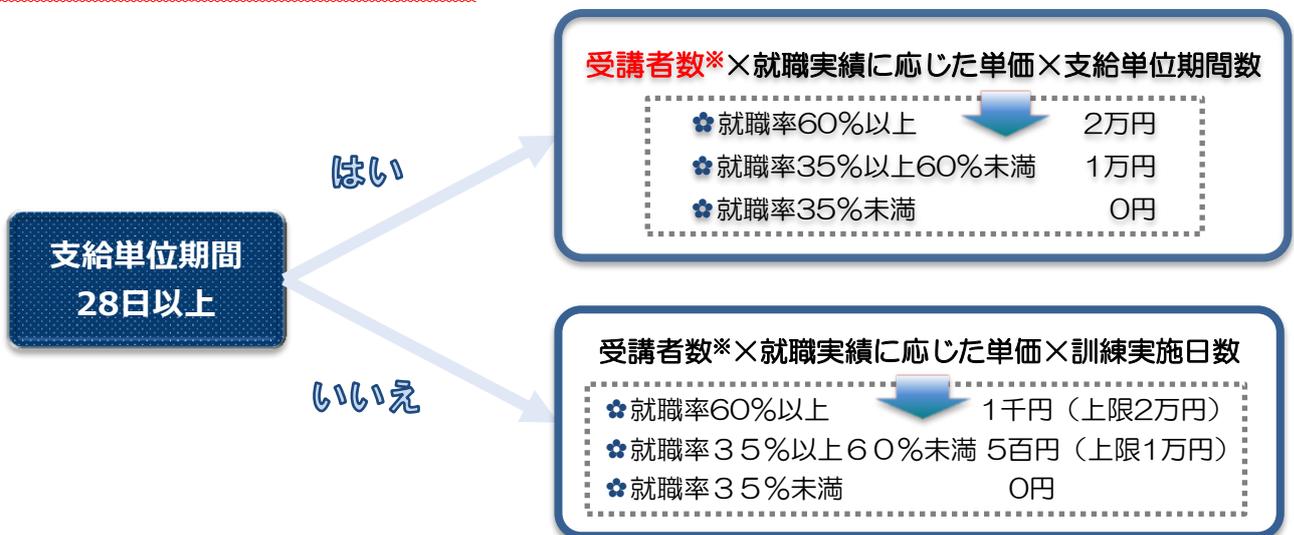
上記、付加奨励金算定式の分子の『**就職**』した者とは...

- ★訓練が終了した日から起算して3か月以内に雇用保険の一般被保険者となった者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者は対象外）。
- ★労働者を雇用する事業主（雇用保険の適用事業の事業主）となった者。

❖算定式は下記の通りです。支給額は、これらの算定式により算出された金額の合計額です。

※ここでいう「受講者数」とは、訓練の修了者数と就職理由による中途退校者数の合計数です。

訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含みません。



#### 注意

訓練の終了した日の翌日から起算して4か月を経過する日までの間と6か月を経過した日の時点で、雇用保険の適用状況を労働局で確認します。

そこで雇用保険の一般被保険者または雇用保険適用事業主に該当した履歴をもとに就職率を計算し、付加奨励金の支給決定をします。

このため、支給申請時の雇用保険適用就職率と、最終的に確定した雇用保険適用就職率が異なる場合があります。付加奨励金の支給決定金額が増減する可能性があることを、あらかじめご了承ください。

●付加奨励金の支給額算定例

【算定例①】

付加奨励金支給単位期間が3 である実践コースにおいて、修了者等が 18 人（修了者 16 人、就職を理由として中途退校した者 2 人、就職以外を理由として中途退校した者が 1 人、終了したが修了しなかった者が 1 人いた場合の支給額）

⇒ ⇒ ※就職理由以外の理由の中途退校者、訓練未修了者は受講者数に含まれません

訓練実施期間			職業状況調査締切	支給申請期限	雇用保険加入最終確認日
8.15 開始日	9.15 開始当日	10.15 開始当日			
		終了日 11.14	1.13	2.14	4.14
①付加奨励金 支給単位期間	②付加奨励金 支給単位期間	③付加奨励金 支給単位期間	終了日から3か月以内	終了日の翌日から 4か月以内	終了日の翌日から 6か月を経過する日

受講者数 × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数

《算定例①-1》

就職率 35%以上 60%未満 （18名のうち7～10名が就職した場合）

$$18 \text{ (人)} \times 1 \text{ (万円)} \times 3 \text{ (付加奨励金支給単位期間)} = 54 \text{ 万円}$$

《算定例①-2》

就職率 60%以上 （18名のうち11名以上が就職した場合）

$$18 \text{ (人)} \times 2 \text{ (万円)} \times 3 \text{ (付加奨励金支給単位期間)} = 108 \text{ 万円}$$

【算定例②】

付加奨励金支給単位期間が3 と、28 日未満である支給単位期間内に訓練実施日数が 15 日ある実践コースにおいて、修了者等が 18 人（修了者 16 人、就職を理由として中途退校した者 2 人、就職以外を理由として中途退校した者が 1 人、終了したが修了しなかった者が 1 人いた場合の支給額）

⇒ ⇒ ※就職理由以外の理由の中途退校者、訓練未修了者は受講者数に含まれません

訓練実施期間				職業状況調査締切	支給申請期限	付加奨励金支給申請期
8.15 開始日	9.15 開始当日	10.15 開始当日	11.15 応当日			
			終了日 12.8	2.7	3.8	5.8
①付加奨励金 支給単位期間	②付加奨励金 支給単位期間	③付加奨励金 支給単位期間	④付加奨励金 支給単位期間	終了日から 3か月以内	終了日の翌日 から4か月以内	終了日の翌日から 6か月を経過する日

④付加奨励金支給単位期間の  
訓練実施日数は 15 日

受講者数 × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数  
受講者数 × 就職実績に応じた単価 × 訓練実施日数

《算定例②-1》

就職率 35%以上 60%未満 （18名のうち7～10名が就職した場合）

$$18 \text{ (人)} \times 1 \text{ (万円)} \times 3 \text{ (付加奨励金支給単位期間)} = 54 \text{ 万円}$$

$$18 \text{ (人)} \times 500 \text{ (円)} \times 15 \text{ (訓練実施日数)} = 13.5 \text{ 万円}$$

$$\text{支給額} \Rightarrow 54 \text{ 万円} + 13.5 \text{ 万円} = 67.5 \text{ 万円}$$

《算定例②-2》

就職率 60%以上 （18名のうち11名以上が就職した場合）

$$18 \text{ (人)} \times 2 \text{ (万円)} \times 3 \text{ (付加奨励金支給単位期間)} = 108 \text{ 万円}$$

$$18 \text{ (人)} \times 1 \text{ (千円)} \times 15 \text{ (訓練実施日数)} = 27 \text{ 万円}$$

$$\text{支給額} \Rightarrow 108 \text{ 万円} + 27 \text{ 万円} = 135 \text{ 万円}$$

●付加奨励金支給申請期限と申請書類について

求職者支援訓練の終了日の翌日から4か月以内に、京都労働局に以下の書類を提出して下さい。なお、申請書提出後に、修了した日から3か月以内に就職した者から就職状況報告書を追加回収できたなどにより、申請書の記入内容を修正したい場合は、申請期限内であれば受け付けます。

※実践コースを適切に行った訓練機関のうち、①基本奨励金の支給を受け、②訓練の終了した日から起算して3か月を経過する日までの雇用保険適用就職率が**既定の率に該当する場合**に付加奨励金が支給されます。

※申請書類は原則として持参受付、やむを得ず郵送される場合は期限内に到着するように送付して下さい。  
 ※申請期限日が開庁日でない場合は、申請期限日後の最初の開庁日が申請期限日となります。

① 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式 A-33）

京都労働局長 殿 (様式 A-33)

平成 30 年 3 月 5 日

平成 29 年 月 日 に認定を受けた訓練を適正に実施し、付加奨励金の支給を受けたいのとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。

訓練番号	4 - 29 - 26 - 02 - 18 - 012
訓練コース	<input checked="" type="checkbox"/> 実践コース
訓練科名	インテリアCAD科
訓練期間	平成 29 年 8 月 15 日 ~ 平成 29 年 11 月 21 日
支給対象者数	17 人 (注1)
就職率	60 % (注2)
担当者連絡先	担当者名 支援 信太 部署 訓練 電話番号 075-277-3224 メールアドレス
訓練実施機関	実施機関番号 20109999 実施機関名 株式会社○○○○スクール 代表者氏名 京都 太郎 所在地 604 - 京都市中京区金吹町451
訓練実施機関振込先(注3)	労働 銀行 京都 本店・支店 普通・当座 通知・別授 金融機関コード 1234 店舗コード 230 口座番号 9876543 フリガナ カブ○○○○スクール 口座 株式会社○○○○スクール

※ 申請期限内に、訓練実施機関が所属する都道府県労働局職業安定部地方訓練受講者支援課(室)に就職状況報告書(様式A-15)の写し及び修了者等(就職理由書(様式A-14)の写し)を記入して提出して下さい。

なお、労働局において確認した雇用保険の適用状況をもとに計算しますので、ご承知おください。  
 (注3)ゆうちょ銀行の場合は、口座番号の欄に「記号番号」を「記号-番号」の順に記載してください。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者の表示	氏名	電話番号
		印	

受付機関処理欄  
 受付日：平成 年 月 日 受付番号： \_\_\_\_\_

※労働局処理欄

支給(不支給)決定年月日	平成 年 月 日				
支給決定額	円				
労働局決裁欄					
局長	部長	課長	室長	補佐	係長

(2016.10)

就職率は下記の式により算出する

分母のうち就職者(被保険者+適用事業主(65歳以上は除く))  
 訓練修了者+中途退校者[就職理由]-65歳以上のもの

就職率

- ★ 就職率 55%以上 . . . . . ①
- ★ 就職率 40%以上 55%未満 . . . ②
- ※ 就職率 40%未満 . . . . . 不支給

★支給単位期間 28 日以上の場合  
 ①受講者数<sup>\*1</sup>×2 万円×支給単位期間数  
 ②受講者数<sup>\*1</sup>×1 万円×支給単位期間数

★支給単位期間 28 日未満の場合  
 ①受講者数<sup>\*1</sup>×1 千円×訓練実施日数  
 ②受講者数<sup>\*1</sup>×5 百円×訓練実施日数

\*1 受講者数とは、訓練の修了者と就職理由による中途退校者の合計人数。

⇒訓練終了日まで受講したが修了しなかった者、就職以外の理由による中途退校者は含まれない。

\*2 就職率算定の分子での『就職』とは、訓練を終了した日から3か月以内に雇用保険の一般被保険者となった者、又は労働者を雇用する事業主(雇用保険適用事業主)となった者。

② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し（機構京都支部発行の通知書）

### ③ 基本奨励金支給決定書の写し（京都労働局発行の通知書）

(様式A-35)

〒999-9999  
NNNNNNNNNN\*NNNNNNNNNN\*NNN  
NNNNNN\*NNNNNNNNNN\*NNNNNN

株式会社〇〇〇〇スクール  
京 都 太 郎 殿

平成29年11月27日

**基本奨励金支給決定通知書**

株式会社〇〇〇〇スクール  
京 都 太 郎 殿

京 都 労 働 局 長

> 元号Z9年Z9月Z9日付けで支給申請のあった認定職業訓練実施基本奨励金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1. 支給対象訓練番号 4-29-26-02-18-0123  
2. 支給決定年月日 平成29年11月27日  
3. 支給決定番号 第 201711270001 号  
4. 支給決定金額 2,900,000 円

>

(注) 偽りその他不正な行為により奨励金を受け、又は受けようとした場合は、当該奨励金は不支給とし、既に支給した奨励金は返還となります。  
また、以後、重大な不正行為によるものは永年におわたって、それ以外の不正行為によるものは以後5年間におわたって、奨励金は支給されません。

認定職業訓練実施奨励金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。  
※ 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

**複数回、基本奨励金の  
支給を受けている場合  
は全ての写しを提出**

### ④ 認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式 A-15）の写し及び修了者等が提出した就職状況報告書（様式 A-14）の写し

受講生 → 訓練機関 → 機構本部 (様式 A-14・表面)

**就職状況報告書**  
(求職者支援法に基づく職業訓練)

届出日 平成30年 2月 25日

氏名 (フリガナ) (※1)	キョウト イチロウ
求職番号	2 6 0 1 0 - 1 2 3 4 5 6 7
生年月日	昭和 平成54年6月16日生 受講開始時の年齢(37)歳
現在の住所	(〒 - ) 電 話 ( )

受講した訓練コース

訓練実施施設名	株式会社〇〇〇〇スクール
訓練コース名	基礎コース ・ 実践コース
訓練科名	インテリアCAD科
訓練番号	4-29-26-02-18-0123
訓練期間	平成29年8月15日～平成29年11月21日
〇を付けてください	修了 ・ 中途退校 (退校日: 年 月 日)

就 職 状 況

〇を付けてください

1 修了した又は内定した 2 自営を始めた  
3 未就労 4 公共職業訓練受講中又は決定した(※2)

事業所名(※3) (フリガナ) カブシキカイシャハローワークキョウト  
株式会社ハローワーク 京都

事業所の所在地(※3) (〒604-) 電 話 075 ( 233 ) 1111  
京都市中京区烏丸通御池上る使師屋町

採用された部署名/職種(※3) (部署名) 職種

雇用保険適用事業所番号 ※「自営を始めた方」のみ記載してください。

就 職 日 平成 30年 2月 15日 (内定日 平成 30年 2月 10日) (※4)

雇 用 形 態 (※5) 単独員 派遣 (※6) 兼 職  
(〇を付けてください) パート アルバイト 契約社員 その他(具体的に)

雇 用 保 険 (〇を付けてください) 1 雇用保険の対象である 2 雇用保険の対象でない 3 わからない

1週間の所定労働時間 1 20時間以上 2 20時間未満

雇用契約期間の定めが  
あり (1日以上7日未満 7日以上31日未満  
31日以上6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上)

雇用契約期間 (〇を付けてください) なし

※雇用契約期間については、雇用契約書などで明記されている期間を選択してください。

就 職 経 路 (〇を付けてください) 1 ハローワーク紹介による就職 2 実習先事業所への就職(3) 求人広告  
4 友人・知人の紹介 5 その他( )

開 通 就 職 (〇を付けてください) 訓練コースの内容に関連した業務への 就職である ・ 就職でない

※ 裏面の記載事項を十分に確認の上、各項目を記載してください。

(機構本部記載欄) 受付支部 受付日 平成 年 月 日  
受付者

A-14 就職状況報告書（受講生提出分の写し）

(様式 A-15)

平成30年3月18日

様式第2号 (第5条関係) (表面)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

(報告者)  
フリガナ  
所在地  
フリガナ  
商号又は名称  
フリガナ  
代表者役職名・氏名  
京 都 太 郎

カブシキカイシャ〇〇〇〇スクール  
株式会社〇〇〇〇スクール  
キョウト タロウ

**認定職業訓練に係る就職状況報告書**

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第5条の規定により、下記のとおり認定職業訓練の修了者等の就職状況を報告します。

記

1 訓練実施機関番号 201099999

2 訓練実施施設名 株式会社〇〇〇〇スクール

所 在 地 京都市中京区金町4-5-1

3 訓練番号 4-29-26-02-18-0123

4 訓練科名 インテリアCAD科

5 修了者等の就職状況

(1) 受講者数	計 18 名	うち 修了者	15 名
		中途退校者(就職理由)	2 名
		中途退校者(それ以外)	1 名
(2) 就職者数	計 9 名	うち 雇用保険被保険者	9 名
		(雇用保険適用)	0 名
		雇用保険適用事業主	0 名

6 就 職 率  
雇用保険適用就職率 60 % (小数点以下は切捨て)

社 会 保 険 法 務 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・専任代理者の氏名	氏 名	電 話 番 号
		印	

※機構処理欄  
施設名: 担当者: 印

報告書受理日:

A-15 就職状況報告書（機構提出分の写し）

※就業状況および雇用保険欄の記載を元に、認定職業訓練就職者名簿(様式 A-34)の雇用保険コードを選択して下さい。

※報告書に記入漏れなどが無いが再度ご確認の上、ご提出下さい。

⑤ 認定職業訓練就職者名簿（様式 A-34）

※裏面の注意事項をよく確認のうえ入力を行って下さい

<調査時期 訓練終了後3か月後調査> (様式A-34・表面)

**認定職業訓練就職者名簿**

訓練実施機関番号 201099999 訓練実施機関名 株式会社○○○○○スクール 訓練番号 4-29-26-02-18-0123 訓練コース名 02 実践コース 訓練科名 インテリアCAD科 訓練開始日 平成 29 年 8 月 15 日 訓練終了日 平成 29 年 11 月 21 日 就職状況調査締切日 平成 30 年 2 月 20 日 就職状況報告締切日 平成 30 年 3 月 20 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">就職コード表 1 (修了者及び就職理由による中途退校者)</th> <th colspan="2">雇用期間コード表</th> </tr> <tr> <td>1 正社員</td> <td>5 その他の就職</td> <td>1 期間の定めなし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 派遣</td> <td>6 自営</td> <td>2 期間の定めあり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 パート</td> <td>8 修了・公共職業訓練受講</td> <th colspan="2">雇用契約期間コード表</th> </tr> <tr> <td>4 アルバイト</td> <td>9 修了又は中途(保職)・未就職</td> <td>1 1日以上7日未満</td> <td>4 6ヶ月以上1年未満</td> </tr> <tr> <td>11 契約社員</td> <td>10 未回答、追跡不能</td> <td>2 7日以上31日未満</td> <td>5 1年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就職コード表 2 (就職以外の理由による中途退校者及び未修了者)</td> <td>3 31日以上6ヶ月未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 中途(就職以外)・未修了</td> <td></td> <th colspan="2">ハローワーク紹介コード表</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 ハローワーク紹介による就職</td> <td>2 ハローワーク紹介以外の就職</td> </tr> <tr> <th colspan="2">雇用保険コード表</th> <th colspan="2">関連就職コード表</th> </tr> <tr> <td>1 雇用保険被保険者</td> <td>3 雇用保険適用事業主</td> <td>1 訓練に関連した就職である</td> <td>2 訓練に関連した就職でない</td> </tr> <tr> <td>2 雇用保険未加入雇用者</td> <td>4 雇用保険未加入事業主</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	就職コード表 1 (修了者及び就職理由による中途退校者)		雇用期間コード表		1 正社員	5 その他の就職	1 期間の定めなし		2 派遣	6 自営	2 期間の定めあり		3 パート	8 修了・公共職業訓練受講	雇用契約期間コード表		4 アルバイト	9 修了又は中途(保職)・未就職	1 1日以上7日未満	4 6ヶ月以上1年未満	11 契約社員	10 未回答、追跡不能	2 7日以上31日未満	5 1年以上	就職コード表 2 (就職以外の理由による中途退校者及び未修了者)		3 31日以上6ヶ月未満		7 中途(就職以外)・未修了		ハローワーク紹介コード表				1 ハローワーク紹介による就職	2 ハローワーク紹介以外の就職	雇用保険コード表		関連就職コード表		1 雇用保険被保険者	3 雇用保険適用事業主	1 訓練に関連した就職である	2 訓練に関連した就職でない	2 雇用保険未加入雇用者	4 雇用保険未加入事業主		
就職コード表 1 (修了者及び就職理由による中途退校者)		雇用期間コード表																																															
1 正社員	5 その他の就職	1 期間の定めなし																																															
2 派遣	6 自営	2 期間の定めあり																																															
3 パート	8 修了・公共職業訓練受講	雇用契約期間コード表																																															
4 アルバイト	9 修了又は中途(保職)・未就職	1 1日以上7日未満	4 6ヶ月以上1年未満																																														
11 契約社員	10 未回答、追跡不能	2 7日以上31日未満	5 1年以上																																														
就職コード表 2 (就職以外の理由による中途退校者及び未修了者)		3 31日以上6ヶ月未満																																															
7 中途(就職以外)・未修了		ハローワーク紹介コード表																																															
		1 ハローワーク紹介による就職	2 ハローワーク紹介以外の就職																																														
雇用保険コード表		関連就職コード表																																															
1 雇用保険被保険者	3 雇用保険適用事業主	1 訓練に関連した就職である	2 訓練に関連した就職でない																																														
2 雇用保険未加入雇用者	4 雇用保険未加入事業主																																																

氏名	カナ	性別	年齢	修了・中退	就職コード	雇用保険コード	雇用期間コード	雇用契約期間コード	ハローワーク紹介	関連就職	進級受講	付加金対象者	奨学金	被災者	JC作成	65歳以上	(※) 確認欄 個別報告書の有無
1	×× ××	×× ××	男	28	中退	1			1				○	○	○		
2	×× ××	×× ××	女	32	修了	1		3	2	1			○	○	○		
3	×× ××	×× ××	男	65	修了	2		4	1				○	○	○		
4	京都 一郎	キョウト イチロウ	男	37	修了	2			2				○	○	○		
5	×× ××	×× ××	男	27	修了	1			1	1			○	○	○		
6	×× ××	×× ××	男	49	中退										○		
7	×× ××	×× ××	女	43	修了	1							○	○	○		
8	×× ××	×× ××	女	22	修了	2			2	2			○	○	○		
9	×× ××	×× ××	女	31	修了	1			1	1			○	○	○		
10	×× ××	×× ××	男	65	修了								○	○	○		
11	×× ××	×× ××	女	25	修了	1		5	2	2			○	○	○		
12	×× ××	×× ××	男	33	修了	1			1	1			○	○	○		
13	×× ××	×× ××	男	36	修了	1		3	1	2			○	○	○		
14	×× ××	×× ××	女	41	修了	2			2	2			○	○	○		
15	×× ××	×× ××	男	19	修了	1			2	2			○	○	○		
16	×× ××	×× ××	女	24	中退	1			2	1			○	○	○		
17	×× ××	×× ××	男	32	修了						○		○	○	○		
18	×× ××	×× ××	女	40	修了							○	○	○	○		

赤枠内は青枠内の入力を行うことで自動に計算、入力がされる

受講者計 18 名 うち、修了者 15 名 うち、公共職業訓練受講中の者又は受講修了者(就職コード「8」の者) 1 名 うち、就職 11 名 うち、中途退校者(就職理由) 2 名 うち、中途退校者(それ以外) 1 名 うち、65歳以上の者(就職コード「8」の者を除く) 1 名 就職者計 13 名 うち、1日以上7日未満の就職 0 名 うち、就職者計(雇用保険適用) 9 名 うち、雇用保険被保険者 9 名 うち、雇用保険適用事業主(65歳以上の者を除く) 0 名	分母のうち就職状況回答者 修了者+中途退校者(就職理由) 94.1%	基礎コース 雇用保険適用就職率： $\frac{\text{分母のうち就職者(被保険者+適用事業主(65歳以上の者を除く))}}{\text{修了者+中途退校者(就職理由)一実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講修了者-65歳以上の者}} =$ 参考指標(その他就職率)： $\frac{\text{分母のうち就職者-7日未満の就職}}{\text{修了者+中途退校者(就職理由)一実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講修了者}} =$ 実践コース 雇用保険適用就職率： $\frac{\text{分母のうち就職者(被保険者+適用事業主(65歳以上の者を除く))}}{\text{修了者+中途退校者(就職理由)-65歳以上の者}} = 60\%$ 参考指標(その他就職率)： $\frac{\text{分母のうち就職者-7日未満の就職}}{\text{修了者+中途退校者(就職理由)}} = 81\%$
---	--	---

- ① 『修了・中退』の欄には各受講者について「修了」又は「中退」と記載。未修了者(は「中退」。
- ② 『雇用保険コード』の【1 雇用保険被保険者】については、「就職した受講者」のうち、就職状況報告書(様式 A-14)の雇用保険欄において、①雇用保険の対象である又は、③わからないと回答した者のうち、雇用形態が正社員である、雇用期間が定めなし又は、31 日間以上のいずれかに該当する場合に選択。  
【2 雇用保険未加入雇用者】は「就職した受講者」のうち、上記【1 雇用保険被保険者】の要件に該当しない人を選択。(例：京都一郎さん 就職状況報告書の記載のように上記雇用保険加入要件に該当せず、②雇用保険の対象でないと回答した場合に選択)
- ③ 『雇用契約期間コード』の欄には、「就職した受講者」のうち、「2 期間の定めあり」に該当する者について、雇用契約コード表の該当する項目の番号を記載。
- ④ 『付加奨励金対象者』の欄は修了者及び就職を理由とした中途退校者に○をつける。
- ⑤ 『65 歳以上』の欄は訓練終了日において 65 歳以上の受講者に○をつける。  
(雇用保険適用就職率を算出するに当たって、訓練終了日において 65 歳以上の受講生は対象外。)

✓ この奨励金を受給した訓練実施機関は国の会計検査の対象になることがありますので、検査の対象となった場合は、ご協力をいただきますよう予めご了承下さい。

また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、訓練終了後6年間整理保存しておいてください。

✓ 偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定又は支給決定の取消しを行い、支給された奨励金については全額を返還していただきます。

さらに、支給決定又は支給決定の取消しを受けた日以後、求職者支援訓練は認定されませんのでご注意ください。

## 問合せ先

京都労働局 職業安定部 訓練室

 604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

 Tel: 075-277-3224  Fax: 075-241-3264

作成：平成 23 年 11 月

改訂：平成 24 年 2 月

：平成 24 年 4 月

：平成 24 年 5 月

：平成 24 年 6 月

：平成 24 年 8 月

：平成 24 年 10 月

：平成 25 年 6 月

：平成 29 年 11 月